会計	繰越	検算	転記		
収	収	比	小 おつ		

第１４号様式（第８条関係）
（その１）

※太枠内に必要事項を記入すること。

収支報告書（令和７年分）

（　　年　　月　　日開催パーティー分）

※該当箇所に ☑ を入れること。

＊１～４は提出日現在の内容を記入

ふりがな	だいにっぽんこくしどうめい
１ 政治団体の名称	大日本國土同盟
２ 主たる事務所の所在地	群馬県太田市岩松町 615-1
３ 代表者の氏名	竹沢由春
４ 会計責任者の氏名	竹沢由春

（受付印）
群馬県
-8.2.27
選挙管理委員会
収受

政治団体の区分

- ☐ 政党
- ☐ 政党の支部
- 政治資金団体
- 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
- ☑ その他の政治団体（資金管理団体を含む）
- ☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☑ ２以上の都道府県の区域等
- ☐ 群馬県内

収支報告書作成担当者の氏名
竹沢由春

（電話連絡先）
090-8492-5555

（選管使用欄）

番号

受付
8.3.03
収支公開室
番号

資金管理団体の指定の有無（12/31又は解散日現在）

☐ 有　☑ 無

＊以下は「有」の場合のみ記入（「無」の場合は空欄）

公職の種類	（現・候）
資金管理団体の届出をした者の氏名	

国会議員関係政治団体の区分（12/31又は解散日現在）

＊国会議員関係政治団体以外の団体は空欄

- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名	
公職の種類	（現・候）

資金管理団体の指定の期間

＊年の途中で指定又は取消をした場合のみ記入

年　月　日 から
年　月　日 まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

＊年の途中で指定又は取消をした場合のみ記入

年　月　日 から
年　月　日 まで

0222

313850

※消せるボールペン・修正液等は使用しないでください。

【すべての団体が提出する様式】

・その年の収入・支出がともになかった場合でも、以下の様式を作成し、収支報告書として提出する必要がある。

（その１）表紙　　（その２）収支の状況　　（その１７）資産等の状況　　（その２０）宣誓書

【表紙・収入に関する各様式の記載に関する注意事項】

（その1）表紙

・政治団体の名称、主たる事務所の所在地、代表者及び会計責任者の氏名は、**収支報告書提出日時点**の内容を記載すること。

・ただし、資金管理団体、国会議員関係政治団体に関する記載は、12月31日（又は解散日）現在となるので注意すること。

（その2）上段　収支の総括表

・報告年における収入、支出の状況を漏れなく記載すること。

・「前年からの繰越額」は、前年の収支報告書の「翌年への繰越額」と一致している必要があるので、確認すること。

（その2）～（その12）収入項目別金額の内訳

・その年にあった収入の分類について下表で確認し、その項目に応じて必要となる様式を作成すること。

項　　目		内　　容		収入があった場合に作成する様式
1　党費又は会費		個人が負担する党費又は会費(規約等で定めている金額)の合計金額及び納入した者の実人員　＊「法人その他の団体」からのものは寄附扱い		（その2）
2 寄附	(1)個人	個人からの寄附	自動車・事務所・労務等の無償提供や物品は、金額に換算して計上する。	（その2）（その7） 【該当する場合のみ】 寄附のあっせん（その8） 政党匿名寄附（その9）
	（特定寄附）	政治家自身が、政党から受けた政治活動に関する寄附を、自分の指定する資金管理団体に寄附するもの		
	(2)法人その他の団体	法人その他の団体が負担する党費又は会費を含む寄附		
	(3)政治団体	設立届出のある政治団体からの寄附 （本部又は支部から供与された交付金は除く）		
	(4)政党匿名寄附	政党及び政治資金団体が、街頭又は一般に公開される演説会もしくは集会において受けた1,000円以下の寄附		
3　機関紙誌の発行その他の事業による収入		機関紙や機関雑誌の発行収入、政治資金パーティー開催収入、催物の事業収入、会合等での臨時会費や新年会・忘年会の会費収入 具体的には「○○機関紙」・「○○を囲む会」・「○○講演会」等細分の上、事業名を記載		（その3） 【該当する場合のみ】 特定パーティー（その10） 政治資金パーティー（その11）（その12）
4　借入金		個人・金融機関等からの借入金		（その4） 【該当する場合のみ】 資産等の状況（その17）（その18）
5　本部又は支部から供与された交付金に係る収入		本部から支部への交付金（還付金）、支部から本部への納付金又は支部（他都道府県に所在する支部を含む。）間の交付金の額 なお、政党助成法に基づく支部交付金による収入についてもこの欄に記載		（その5）
6　その他の収入		預金利子等、上記以外の収入		（その6）

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

		十億	百万	千	円
収　入　総　額	A=B+C			2	380
（前年からの繰越額）＊前年の収支報告書から転記	B			2	380
（本年の収入額）	C				0
支　出　総　額	D				0
翌年への繰越額	E=A-D			2	380

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費　＊会社や法人会員からの会費は[寄附]に計上	十億	百万	千	円
金　額				
員　数（党費又は会費を納入した人の数）				人

(2) 寄　附　＊本部・支部間の交付金は含まれない→（その５）に計上	金額 十億	百万	千	円	備考
ア　寄附(イを除く。)の区分					
(ｱ) 個人からの寄附					（その７）に内訳を記載
（うち特定寄附）					
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附					（その７）に内訳を記載
(ｳ) 政治団体からの寄附					（その７）に内訳を記載
小計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)					
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）					（その８）に内訳を記載
イ　政党匿名寄附					（その９）に内訳を記載
合計　（ア ＋ イ）					

政党（支部を含む）及び政治資金団体以外は法人その他の団体からの寄附を受けられない

（その１７）

資産等の状況

１　資産等の総括表

＊すべての項目について「有」又は「無」に ☑ を入れること。

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	☐	☑	
イ　建物	☐	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	☐	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☑	
カ　金銭信託	☐	☑	
キ　有価証券	☐	☑	
ク　出資による権利	☐	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☑	

＊「有」の場合、項目別区分ごとに内訳を（その１８）に記載すること。

【各様式の記載に関する注意事項】

（その17）資産等の状況

・下表に掲げる資産について、12月31日（又は解散日）現在における、政治団体としての所有の有無を記載すること。
・「有」の項目については、その項目毎に（**その18**）を作成すること。（**その18**）の「摘要」「備考」欄には下表に示した事項を記載すること。

項 目 別 内 訳	「摘要」記載事項	「備考」記載事項
ア　土地	土地の所在地	土地の面積
イ　建物	建物の所在地	建物の床面積
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	所在地及び地上権又は賃借権の別	面積
エ　動産	取得価格が100万円を超えるものの品目 （例）「自動車」、「応接セット」	品目の数量
オ　預金又は貯金 **＊普通預金（貯金）等は含まれない**	（定期預金等の）「残高」	―
カ　金銭信託	「金銭信託」	―
キ　有価証券	金融商品取引法第2条第1項及び第2項に規定する有価証券（金銭信託の受益証券及び受益権を除く。）の種類 （例）「国債」	銘柄及び数量 （例）「○年○月○日発行10年国債(100万円)」
ク　出資による権利	出資先 （例）「○○合名会社」、「○○合資会社」	―
ケ　貸付金	貸付先ごとの残高が100万円を超えるものの貸付先	―
コ　敷金	支払われた金額が100万円を超える敷金の支払先	―
サ　施設の利用に関する権利	取得価格が100万円を超える施設の利用に関する権利の種類 （例）「ゴルフ場会員権」、「スポーツクラブ会員権」	対象となる施設名 （例）「○○カントリークラブ」 「○○会員制スポーツクラブ」
シ　借入金	借入残高が100万円を超えるものの借入先	―

（その２０）

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

＊添付したものに ☑ を入れること。

- ☐ 1　領収書等の写し
- ☐ 2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☐ 3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

	３年　２月　２５日
政治団体の名称	大日本國士同盟
会計責任者の氏名	竹沢由春
代表者の氏名 （解散時のみ記入）	

1　会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

2　**政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。**また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。